

令和元年度第2回介護保険関係施設整備調整会議議事録

[開催要領]

- 1 日 時 令和元年8月5日(月) 午前10時から午前10時50分まで
- 2 場 所 小田原市役所4階 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 山崎文明福祉健康部長
副委員長 露木美和子小田原保健福祉事務所保健福祉部長
委 員 川久保孝委員、志村恵美子委員、大友昭夫委員、駿河寛委員、市川昭維子委員
事務局 杉崎智福祉健康部副部長、吉田文幸高齢介護課長、有泉三裕紀介護給付・認定担当課長、小藪正裕地域包括支援係長、小林正佳介護給付係長、大見謝信秀主査、鈴木久仁子主事
- 4 傍聴者 なし

[会議次第]

1 議題

- (1) 小田原市地域包括支援センター運営法人募集要項(案)及び採点表(案)について

<事務局説明>

令和元年度小田原市地域包括支援センター運営法人募集要項(案)について説明させていただきます。

資料1「令和元年度小田原市地域包括支援センター運営法人募集要項(案)」は、平成29年度に地域包括支援センターの運営法人の変更に伴う募集を行ったときのものを基に作成したものである。

地域包括支援センターについては、第7期おだわら高齢者福祉介護計画に基づき、日常生活圏域ごと12か所に地域包括支援センターを設置しているところだが、第10圏域を受託している現受託法人が、令和元年度末をもって運営業務を継続しないことを決定したため、現受託法人に代わり令和2年度から同業務を受託する法人を公募するものである。

募集対象地区では、資料2の地図上の太線で囲んだ圏域、名称は「地域包括支援センターとよかわ・かみふなか」で、自治会連合会では、豊川地区及び上府中地区となる。

業務内容は、募集要項(案)の(1)から(7)に記載された業務内容となっている。

委託期間であるが、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間で、令和2年2月1日から同年3月31日までを開設準備期間としている。この募集要項(案)に沿って公募を行い、受託法人の選定後、辞退等特段の事態がなければ、受託法人の新たな事務所の設置場所にシステムの導入を行うほか、引継ぎ業務があるため、4月からの稼働に向けて準備をすることを明確に定めるため、債務負担行為を設定するものである。

続いて、設置場所及び設備については、利用者の利便性を念頭に置くほか、小田原市立

地適正化計画における居住誘導区域を勘案し、その区域内において立地していることが望ましいことを明記している。

小田原市立地適正化計画については資料4「小田原市立地適正化計画（概要版）」をご覧いただきたい。「立地適正化計画のねらい」のとおり、医療や福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供されるよう、この計画に基づき、長いスパンの中で時間をかけながら緩やかにまちづくりを進めるもので、平成31年3月に計画が策定・公表されたところである。この計画では、都市構造の骨格となる拠点として5種類の拠点を設定しており、今回の募集対象地区では、豊川周辺について、青色の「生活拠点」として設定されている。6ページの表では、5種類の拠点ごとに求められる都市機能が列挙されているが、そのうち、生活拠点においては、地域包括支援センターについて「都市機能誘導区域又は居住誘導区域において立地していることが望ましい生活サービス施設」として位置付けられている。今回の募集要項（案）においては、この趣旨を踏まえ、地域包括支援センターが引き続き居住誘導区域内に設置されることを期待するものとして新たに記載したものである。

引き続き事務所の設置場所について、受託法人が運営する事業所等の建物外とすることが望ましいこと、建物内に併設する場合には、入り口のそばに事務所を設けること、法人本部やサービス提供部分との共有はしないことを明記している。また、事務所には高齢者の来所相談もあるため、たとえばスロープや手すり等、高齢者に配慮した設備であることや、入りやすい1階部分の設置について、明記している。

事業運営に係る財源の地域包括支援センター運營業務委託料については、専門職等4人分の人件費や事務費等を含むことを明記している。注釈にある「厚生労働省「地域支援事業交付金要綱」に基づき必要に応じて契約を見直す場合がある」との記載については、会計検査院から地域包括支援センターの運営と指定介護予防支援事業（ケアプランの作成業務）を兼務する職員の人件費が適切に算定されていない実態が見られるとの指摘を受け、厚生労働省は、地域包括支援センター職員が行っているケアプラン作成に係る収入については、当該年度の地域包括支援センター事業費の総支出から控除した金額を交付金の対象とするといった方針を示しており、市としても、こうした状況を踏まえ、今後、契約を見直す機会があるということから明記した。

応募方法としては、募集要項（案）に提出書類、提出部数、質問の受付、応募書類の提出方法を明記したほか、公募選考ヒアリングについて明記した。

選定方法では、受託法人の決定方法、選定の基準について明記した。

続いて、資料3「小田原市地域包括支援センター用採点表（案）」では、評価項目を10項目とし、それぞれの項目で審査する時のポイントを設けた。

説明は以上である。

<質疑応答>

駿河委員 念のために質問する。市内の他の地域包括支援センターの現状と照らし合わ

せて、今回の募集要項(案)の条件について、何か特に変えたものがあるか。
また、今までの地域包括支援センターとよかわ・かみふなかの条件と比べて、
変えたものがあるか。

事務局 今回新たに小田原市立地適正化計画が策定されたことに伴い、採点表(案)
にもあるとおり、その要件を加味しているかどうか加えられている。それ
以外の点については、他の11か所の地域包括支援センターの受託条件と比
べて変更した内容はない。

駿河委員 基本的な事項は変わらない、という理解でよいか。

事務局 そのとおり。

志村委員 2点質問する。まず、今回地域包括支援センターの運営を辞めることとなる
積善会は、他に下曽我地区の方でも地域包括支援センターを運営している
と思うが、そちらについては今後はどうなるのか。次に、今回公募する地域包
括支援センターは、選定してからそれほど年月が経っていないと思うが、以
前にも他の地域包括支援センターでも受託後それほど長くない年月で運営
を辞めることとなった残念なケースがあった。いずれも法人の意思決定によ
るものなので、こちらからどうと言うことはできないが、せっかく選定する
のであれば長く続けていただきたいので、その点についてどうにかならない
のかと思う。

事務局 1点目について、地域包括支援センターそが・しもそが・こうづの運営は引
き続き行われる。今回公募が行われる地域包括支援センターとよかわ・かみ
ふなかについては、元々は平成29年度に地域包括支援センターを増設した
際に既存の圏域を分割する形で発足し、2か年が経過したところである。こ
の間、法人の方でも諸々の手立てを講じてきたものの、地域包括支援セン
ターの専門3職種の職員を継続的に配置することが難しくなったとの事情か
ら、今回の業務の撤退に至ったという経緯がある。

受託期間については、契約上は単年度の契約という形をとっている。もう少し
長い期間で契約を締結するという考え方もあるが、先ほども申し上げたよ
うに、各法人とも専門職の確保が厳しいという現状の中では、単年度の契約
としている。いずれにしても、人材の確保の問題については、契約上の問題
も含めて、今後検討していかなければならないと考えている。

志村委員 人が確保できないとなると、新しい法人を選ぶのも結構大変かもしれない。

市川委員 地域包括支援センターに勤務する職員が交代となってしまうことが多いが、
何年勤務しなければならない等の決まりはあるのか。

事務局 市としては何年間という決まりは設けていない。

市川委員 民生委員は、地域包括支援センターの職員と直接関わりを持つことが多い。
職員が交替してしまうと、その都度信頼関係を築いていかなければならないので

大変な状況にある。

川久保委員 採点表（案）について、新たに立地適正化計画の内容が加えられたが、今回は第 10 圏域に特化した形で 6 点又は 0 点という配点がなされているという理解でよいか。例えば都市機能誘導区域において◎印となっている拠点の場合には、そのときの条件に応じて評価の仕方が変わるということになるのか。

事務局 今回の条件に限った採点表（案）となる。他の地域については、そのエリアの条件に応じて評価方法を検討することとなる。

駿河委員 久野地区では、先日民生委員・児童委員協議会の会長から連合自治会に対して依頼があり、地域包括支援センターはくさんの活動状況や内容について各地域の住民の方に知っていただくため、単位自治会ごとに説明会の場を設けてもらえないか、との打診があった。現在、各単位自治会に説明会の希望について確認しているところだが、このような取組を他の地域包括支援センターでも同じように行っているのかお尋ねしたい。

山崎委員長 駿河委員のご質問は、議題に沿って言うならば採点表（案）の 3 にある地域包括ケアシステムの推進、その中でも関係機関との連携や地域ケア会議の開催といった部分に関係することになるかと思う。また、直接今回の募集要項（案）や採点表（案）に関わらない点もあれば、それも含めて事務局からの説明をお願いします。

事務局 駿河委員のご指摘の内容は、地域包括支援センターの周知に関わる大きな問題として捉えられる。地域包括支援センターが行う総合相談支援においては、早期に相談につながり、更に支援につながる事が重要であり、地域包括支援センターにおいても、例えば自治会連合会や民生委員、老人クラブ等の会議に出席させていただいて、地域包括支援センターの周知に努めている。また、去年は、自治会連合会のご協力の下、地域包括支援センターのパンフレットを全戸配布させていただき、市民への周知を図らせていただいたところである。他の地区において単位自治会をベースとした地域包括支援センターの説明会を開催しているという地域包括支援センターは特段聞いたことがないが、例えば単位自治会で行っているサロンや自主的な集まりの場に参加させていただいて、広く市民への周知を行っているところである。

駿河委員 サロンという話があったが、久野地区で言えば「お茶飲み会」には地域の高齢者が多く参加されるので、開催時期を急がないのであればそのような場を活用するのが良いのではないかと考えていたところである。参考にさせていただく。

市川委員 富水地区の場合は、単位自治会ごとにサロンを開催しているが、年に 3 回程度、地域包括支援センターの職員が参加され、センターで行っている業務等について説明していただいている。自治会単位で説明会を開催してもどの程

度参加者が集まるかは疑問であり、関係者が集まる機会を捉えてお話をしていただく方がよいのではないかと。

大友委員 私自身は上府中地区のまちづくり委員会において活動しているところだが、その中に地域包括支援センターもメンバーとして参加し、出前講座や認知症サポーター養成講座等、積極的に活動していただいている。サロン活動の取組状況については市内 26 地区ごとに温度差がある中で、今回の地域包括支援センターとよかわ・かみふなかの受託法人の撤退については大変残念である。新たな受託法人においても、引き続き地域に密着した関係性を築くことができるようお願いしたい。

露木委員 地域包括支援センターとよかわ・かみふなかの受託法人の撤退の要因には人材の確保が厳しかったという事情があるとのことだが、人材の確保が厳しいのはどの法人も同じ状況であり、不安を感じている。過去に、公募の結果新たな受託法人が決まらなかったという事例はあったか。また、受託法人が決まらなかった場合の方策として何か考えがあるか。

事務局 これまでに新たな受託法人が決まらなかった事例はない。露木委員が懸念されているように手が挙がらなかった場合については、既存の他の社会福祉法人に対しても声掛けをさせていただくほか、あらゆる手段を講じて手を挙げていただけるような方策を採ってまいりたい。

山崎委員長 質問やご意見をいただいたところであるが、事務局案のとおり募集要項（案）と採点表（案）を承認いただくということによろしいか。

《承認》

(2) 小田原市地域包括支援センター公募スケジュール（案）について

<事務局説明>

地域包括支援センター公募スケジュール(案)をご覧ください。

本日の会議の結果を踏まえ、8月19日（月）に地域包括支援センターの募集要項を市のホームページに掲載し、約1ヶ月間の周知期間を設ける。8月22日（木）から8月28日（水）までの間で、事業者からの質問を受け付け、順次、市のホームページにて回答を公開する。応募の受付は、9月6日（金）から9月27日（金）までの間で、受付終了後、調整会議用の資料を作成し、10月30日（水）に開催予定の調整会議において受託事業者の選定を行う。

その後、選定結果を応募事業者に通知するとともに、ホームページにて公開する。

なお、11月下旬までには小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会に報告をする予定である。

スケジュールについては以上である。

<質疑 なし>

(3) その他

次回の介護保険関係施設整備調整会議は、10月30日（水）午後に開催予定。開催時間については、地域包括支援センター運営法人の応募件数及び小規模多機能型居宅介護施設の応募件数による。

以上